

本会議のあらまし

令和6年館林市議会第4回定例会は、12月6日から19日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案は追加議案を含め14件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、承認、可決されました。

また、本会議最終日には、請願4件の審議、邑樂林医療企業団議会議員・館林衛生施設組合議会議員館林地区消防組合議会議員の選挙が行われました。

人事案件

条例の制定

△ 固定資産評価審査委員会

委員の選任について一固定資産評価審査委員会委員の浅見哲雄さん（尾曳町）の任期が、令和7年1月25日をもつて満了となることか

（本町一丁目）を選任した
新たに丸岡茂樹さん

いとして、地方税法の規定により、議会に対し同意を求められたもので、選任につき全員一致で同意されました。



条例の改正

△館林市立保育園設置及び

条例の主な内容について
は、手続の対象となる施設
の種類をはじめ、縦覧の場
所及び期間、意見書の提出
先及び提出期限、環境影響
評価との関係のほか、施設
を他の市町の区域に設置す
る場合などにおける他の市
町との協議について定める
もので、全員一致で可決さ
れました。

「入園を承諾しないことができる」ということを定めているが、この第6条全條を削除することで、今回の改正趣旨のとおり、不当な差別的取扱い（差別的表現について見直しを行うほか、条ずれ及び文言を修正するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

追加議案

▽館林市職員の給与に関する条例及び館林市一般職の

月数が均等になるよう配分する。また、扶養手当、通勤手当等について、国家公務員に準じて額の改定等を行はうほか、一般職の任期付職員について、国家公務員の例により所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

管理条例の一部を改正する差

▼追加議案

別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、必要な文

▼館林市職員の給与に関する条例及び館林市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 II 国家公務員の給与に関する条例(昭和三〇年六月二日法律第百四十九号)の規定によるものとし、本件は、

律の旅行に伴い 必要な改正を行うものです。

▼館林市職員の給与に関する条例及び館林市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 II 国家公務員の給与改定を行つものであります。

こと。また、同法の規定において市の条例で定めるところにより、当該報告書を

は、「入園の不承諾」の規定を削除するもので、具体的には、本条例の第6条において

末手当の支給に関する条例
の一部を改正する条例 II 本
市職員の期末手当及び勤勉
手当の改定に準じて、本年
12月期に支給する特別職の
期末手当の支給月数を0・
10月分の引き上げ、令和7
年度以降については、6月
期と12月期の期末手当の支